

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法に基づき、市民の健康増進のための各種事業を行う。主務省令に基づき、対象となる検診は健康増進法第十七条第一項または第十九条の二の健康増進事業とする。</p> <p>健康増進法第十七条に基づく事務…健康相談、訪問指導</p> <p>健康増進法第十九条の二に基づく事務…歯周疾患検診、骨粗鬆症健診、肝炎ウイルス検診、保健指導、がん検診、健康診査</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①各種検(健)診の対象者の管理 ②各種検(健)診の対象者への受診券等の送付 ③各種検(健)診の履歴の確認 ④各種検(健)診の未受診者・精密検査未受診者への受診勧奨の実施 ⑤各種検(健)診の受診結果・精密検査の結果の管理 ⑥健康相談・訪問指導・保健指導の記録及び管理</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1123
-----	----------------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1123
-----	----------------------------------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目**1. 対象人数**

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
----------------------------------------	-----------------------------------------------------

III しきい値判断結果**しきい値判断結果****基礎項目評価の実施が義務付けられる**

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

＜選択肢＞

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手)

[]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---------------------------------------------------

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、情報照会を行う際には、4情報による照会を行うことを厳守している。 また、健康増進事業に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

- <選択肢>
- 1) 特に力を入れて行っている
 - 2) 十分に行っている
 - 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

- <選択肢>
- 1) 特に力を入れている
 - 2) 十分である
 - 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を取り扱う情報システムの管理を扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している為、対策は十分であると考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月30日	5.評価実施機関における担当部署①部署	市民部 国保健康課	市民部健康づくり課	事後	
平成28年8月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	国保健康課長 長尾智生	健康づくり課長 澤部三千代	事後	
平成28年8月30日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求_請求先	御前崎市役所 市民部 国保健康課	御前崎市役所 市民部 健康づくり課 0537-85-1123	事後	
平成28年8月30日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ先_連絡先	御前崎市役所 市民部 国保健康課	御前崎市役所 市民部 健康づくり課 0537-85-1123	事後	
平成28年8月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人數の時点計数日	平成28年6月24日時点	平成28年8月30日時点	事後	
平成28年8月30日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	平成28年6月24日時点	平成28年8月30日時点	事後	
平成30年3月23日	5.評価実施機関における担当部署①部署	市民部健康づくり課	健康福祉部健康づくり課	事後	
平成30年3月23日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	健康づくり課長 澤部三千代	健康づくり課長 阿形正巳	事前	
平成30年3月23日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求_請求先	御前崎市役所 市民部 健康づくり課	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課	事後	
平成30年3月23日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ先_連絡先	御前崎市役所 市民部 健康づくり課	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人數の時点計数日	平成28年8月30日時点	平成30年3月23日時点	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数の時点計数日	平成28年8月30日時点	平成30年3月23日時点	事後	
平成31年3月29日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	健康づくり課長 阿形正巳	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人 数の時点計数日	平成30年3月23日時点	平成31年3月29日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者 数の時点計数日	平成30年3月23日時点	平成31年3月29日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳリスク対策(全項目)	(様式変更に伴う新規制定)	(様式変更に伴う新規制定)	事後	
令和2年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人 数の時点計数日	平成31年3月29日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和2年7月31日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者 数の時点計数日	平成31年3月29日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和4年3月9日	I 関連情報4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	システム改修により情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携が実施されるため
令和4年3月9日	I 関連情報4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携②法令上の根拠		(情報提供の根拠) 番号法 第十九条八 別表第二 百二の二 (情報照会の根拠) 番号法 第十九条八 別表第二 百二の二	事前	I-4-①の変更による対応
令和4年3月9日	Ⅳリスク対策4.特定個人情報 ファイルの取り扱いの委託	委託しない	委託する	事前	システム改修により情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携が実施されるため
令和4年3月9日	Ⅳリスク対策4.特定個人情報 ファイルの取り扱いの委託 委 託先における不正な使用等の リスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月9日	Ⅳリスク対策5.特定個人情報 の提供・移転	提供・移転しない	提供・移転する	事前	システム改修により情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携が実施されるため
令和4年3月9日	Ⅳリスク対策5.特定個人情報 の提供・移転 不正な提供・移 転が行われるリスクへの対策 は十分か		十分である	事前	
令和4年3月9日	Ⅳリスク対策6.情報提供ネット ワークシステムとの接続	接続しない(入手)	接続する(入手)	事前	システム改修により情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携が実施されるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	IVリスク対策6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づき、市民の健康増進のための各種事業を行う。検診の対象者の管理、対象者への受診券等の送付、検診履歴の確認、未受診者・精密検査未受診者への受診勧奨の実施、受診結果・精密検査の結果の管理を行う。主務省令に基づき、対象となる検診は健康増進法第十七条第一項または第十九条の二の健康増進事業とする。健康増進法第十七条に基づく事務…健康相談、訪問指導 健康増進法第十九条の二に基づく事務…歯周疾患検診、骨粗鬆症健診、肝炎ウイルス検診、保健指導、がん検診、健康診査	健康増進法に基づき、市民の健康増進のための各種事業を行う。主務省令に基づき、対象となる検診は健康増進法第十七条第一項または第十九条の二の健康増進事業とする。 健康増進法第十七条に基づく事務…健康相談、訪問指導 健康増進法第十九条の二に基づく事務…歯周疾患検診、骨粗鬆症健診、肝炎ウイルス検診、保健指導、がん検診、健康診査 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①各種検(健)診の対象者の管理 ②各種検(健)診の対象者への受診券等の送付 ③各種検(健)診の履歴の確認 ④各種検(健)診の未受診者・精密検査未受診者への受診勧奨の実施 ⑤各種検(健)診の受診結果・精密検査の結果の管理 ⑥健康相談・訪問指導・保健指導の記録及び管理	事前	システム改修により情報提供ネットワークシステムによる情報連携が実施されるため
令和4年3月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康かるて	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	システム改修により情報提供ネットワークシステムによる情報連携が実施されるため
令和4年3月9日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	御前崎市役所 健康福祉部 健康づくり課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1123	御前崎市役所 総務部 総務課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1132	事前	評価書の見直しに伴い、庁舎内取りまとめ部署の記載としたため
令和4年3月9日	II しきい値判断項目 1.対象人数 計数時点	令和2年7月31日 時点	令和4年3月9日 時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため
令和4年3月9日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 計数時点	令和2年7月31日 時点	令和4年3月9日 時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月12日	II しきい値判断項目 1.対象人数 計数時点	令和4年3月9日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため
令和5年9月12日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 計数時点	令和4年3月9日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数 計数時点	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 計数時点	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため
令和7年1月24日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	I-3	番号法第9条第1項別表第1 76の項、別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第54号	番号法第9条第1項 別表111の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月24日	I-4-②	(情報提供の根拠) 番号法 第十九条ハ 別表第二 百二の二 (情報照会の根拠) 番号法 第十九条ハ 別表第二 百二の二	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項	事後	法改正に伴う変更